平成２８年（フ）第４４６号
北九州市八幡西区浅川台２丁目７番１―202号、開始決定時の住所北九州市若松区中畑町17番５号
破産者　山本　敏光
1　決定年月日　平成29年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第６９６号
福岡県遠賀郡芦屋町緑ヶ丘８番１―202号
破産者　青柳　　綾
1　決定年月日　平成29年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第７５号
鹿児島県鹿屋市今坂町12403番地33　コーポパドル103号
破産者　出口　天馬
1　決定年月日　平成29年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２８年（フ）第７６号
鹿児島県鹿屋市今坂町12403番地33　コーポパドル103号
破産者　出口　友美
1　決定年月日　平成29年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２８年（フ）第８１号
北海道北見市光西町169番地57　エステート光西Ⅱ　202号
破産者　星野　　徹
1　決定年月日　平成29年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２８年（フ）第６７８号
仙台市青葉区山手町５番23号　ハイデンス山手102
破産者　山田　竜臣
1　決定年月日　平成29年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第６８７号
仙台市宮城野区宮千代２丁目13番地の11　志波マンション204
破産者　鈴木　　薫
1　決定年月日　平成29年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第６１号
福島県伊達市保原町字旭町68番地２
破産者　佐藤　繁明
1　決定年月日　平成29年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２８年（フ）第１４１号
大阪市北区天神橋３丁目２番19号　ドエル南森町202号室、開始決定時の住所岐阜県関市下之保2803番地２
破産者　森　　弘志
1　決定年月日　平成29年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第３４１号
静岡県沼津市玉江町６番33号　第二新井ビル６Ｆ
破産者　新井眞知子
1　決定年月日　平成29年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第３７０号
静岡県沼津市大岡1924番地の13、前住所静岡県沼津市岡宮58番地の２
破産者　伊海　康之
1　決定年月日　平成29年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第２７０号
滋賀県高島市安曇川町田中2217番地、営業所所在地滋賀県高島市新旭町旭794―５
破産者　夢屋こと　山本　久則
1　決定年月日　平成29年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２８０号
奈良県大和郡山市天井町７番地14　天井町アパート101
破産者　カラオケ喫茶トモこと　倉谷　　孜
1　決定年月日　平成29年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第２８１号
奈良県大和郡山市天井町７番地14　天井町アパート101
破産者　カラオケ喫茶トモこと　倉谷セツ子
1　決定年月日　平成29年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第１２４号
鳥取県米子市大篠津町1154番地、前住所鳥取県米子市陽田町23番地４（コーポ光陽103号）
破産者　本池　　都
1　決定年月日　平成29年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所米子支部

平成２７年（フ）第３２号
鳥取県米子市新開７丁目13番18号
破産者　佐藤　和行
1　決定年月日　平成29年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所米子支部

平成２８年（フ）第１７６号
香川県高松市田村町929番地７フォンモンターニュ201号室、開始決定時の住所香川県高松市小村町38番地７
破産者　川口　修一
1　決定年月日　平成29年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第４３０号
北九州市八幡東区茶屋町９番20―402号
破産者　野上眞理子
1　決定年月日　平成29年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部